

第 8 回 裁判所と司法権・違憲審査権 (3)

今回も、前回・前々回に引き続き、裁判所について扱います。

今回は、裁判所の権能のうち違憲審査権について、特にその性格・主体・対象と違憲判断の方法・効力について、検討します。わが国の違憲審査制度の特徴は何か、どのような国家機関がどのような国家行為を対象に違憲審査を行えるのか、どのように判断し、その効力はどこまで及ぶのか——こういった問題について考えてみましょう。

5. 違憲審査権の性格・主体・対象

- ・ わが国では、違憲審査は、具体的な争訟において、当該事件の解決に必要な限りで行われるものであり、抽象的に法令の効力を裁判で争うことはできない（警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（最大判昭和 27 年 10 月 8 日民集 6 卷 9 号 783 頁））。
- ・ 81 条の規定によれば、違憲審査権が最高裁判所のみを与えられているようにも見えるが、下級裁判所も、事件の解決に必要な限りで、違憲審査権を行使しうる（食糧管理法事件最高裁判決（最大判昭和 25 年 2 月 1 日刑集 4 卷 2 号 73 頁））。
- ・ 81 条の規定によれば、「一切の法律、命令、規則又は処分」が違憲審査の対象とされており、条約はそこには挙げられていない。形式的効力において条約が憲法に優位すると解すれば、そもそも条約の違憲審査の可否は問題とならない。憲法が優位すると解すれば、条約の違憲審査の可否が問題となる（この場合、条約の国内法的側面について、違憲審査の対象となりうるものが、砂川事件最高裁判決（最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁）によって示されている）。
- ・ 立法の不作为については、憲法上、一定の立法をなすべきことが義務付けられているにもかかわらず、正当な理由もなく相当の期間を経過してもなお国会が立法を懈怠する場合には、違憲となる（在外国民選挙権訴訟最高裁判決（最大判平成 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁））。

6. 違憲判断の方法・効力

- ・ 裁判所による憲法判断は、当該事件の解決に必要な限りで行われるべきである。
- ・ 違憲判断の方法としては、法令そのものを違憲とする判決と、法令自体は合憲でもそれを当該事件の当事者に適用される限りで違憲とする判決とがある。

- ・ 裁判所が、ある事件である法令を違憲無効と判示した場合に、違憲とされた法令の効力が客観的に無効となるという見解と、当該事件に限って適用が排除されるという見解とが対立している。法的安定性や平等の問題があるとしても、後者が通説である。

以上で、国会・内閣・裁判所という国家機関とそれぞれに授権されている権能についての説明は、終わります。今回の講義の復習として、教科書の 12.3.1～12.4.7 (299-319 頁) を読んでおきましょう。

次回は、日本国憲法の第 7 章の財政の規定を読みながら、民主主義について考えてみましょう。あらかじめ日本国憲法の第 7 章の条文 (83-91 条) に目を通しておきましょう。

Q8 日本国憲法に規定する違憲審査権に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 警察予備隊の設置並びに維持に関する一切の行為の無効の確認について、現行の制度の下においては、特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存しない場合においても裁判所にその判断を求めることができるのであり、裁判所が具体的事件を離れて抽象的に法律命令の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上及び法令上根拠が存するとした。
2. 安全保障条約のような、主権国としての我が国の存立の基礎に重大な関係を持つ高度の政治性を有するものが、違憲であるか否かの法的判断は、純司法的機能を使命とする司法裁判所の審査になじまない性質のものであるから、一見極めて明白に違憲無効であると認められるとしても、裁判所の司法審査権の範囲外にあるとした。
3. 関税法の規定により第三者の所有物を没収する場合に、その没収に関してその所有者に対し、何ら告知、弁解、防御の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは著しく不合理であって憲法の容認しないところであり、かかる没収の言渡しを受けた被告人は、たとえ第三者の所有物に関する場合でも被告人に対する付加刑である以上、没収の裁判の違憲を理由として上告しうるとした。
4. 国会議員は、立法に関して、国民全体に対する関係で政治的責任を負うものであるから、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて立法を行うという容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法の規定の適用上、違法の評価を受けるものといわなければならないとした。
5. 在外国民の投票を可能にするための法律案が廃案となった後 10 年以上の長きにわたって何らの立法措置も執られなかったとしても、国民に憲法上保障されている権利が違法に侵害されていることが明白なわけではなく、著しい不作為とまではいえないから過失の存在を認定することはできず、違法な立法不作為を理由とする国家賠償請求は認められないとした。

(2019 年度東京都特別区職員採用試験 1 類試験)